

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

改正案	現行
<p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十九年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をい</p>	<p>（一般に公正妥当な企業会計の基準）</p> <p>第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であつて、平成二十六年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。</p> <p>（指定国際会計基準）</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十八年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>（修正国際基準）</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をい</p>

う。)は、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名
において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基
準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつ
て、次に掲げるものとする。

一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準
を除く。）

二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げる
もの

う。)は、平成二十八年七月三十一日までに企業会計基準委員会の
名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計
基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であ
つて、次に掲げるものとする。

一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準
を除く。）

二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げる
もの

改 正 案		現 行	
別表一（第一条関係）		別表一（第一条関係）	
号数	表題	号数	表題
(略)	(略)	(略)	(略)
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準	企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準	(新設)	(新設)

改正案		現行	
別表二（第三条関係）		別表二（第三条関係）	
号数	表題	号数	表題
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	<u>国際財務報告基準（I F R S）第4号</u>	<u>保険契約（Insurance Contracts）</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
国際財務報告基準（I F R S）第16号	リース（Leases）	国際財務報告基準（I F R S）第16号	リース（Leases）
国際財務報告基準（I F R S）第17号	<u>保険契約（Insurance Contracts）</u>	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)